

第 35 号 議 案

長崎県建築基準条例及び長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県建築基準条例及び長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例

(長崎県建築基準条例の一部改正)

第 1 条 長崎県建築基準条例（昭和46年長崎県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(共同住宅等の内装)</p> <p>第 7 条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物（主要構造部を準耐火構造としたもの<u>（特定主要構造部を耐火構造としたものを含む。）</u>）を除く。以下この節において「共同住宅等」という。）の床（最下階の床を除く。）又は階段が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（以下この章において「木造等」という。）である場合においては、その直下の天井又は階段裏の仕上げを準不燃材料でしなければならない。</p> <p>(共同住宅等の出入口)</p> <p>第 8 条 共同住宅等の主要な出入口は、道（都市計画区域内においては、法第42条に規定する道路、法第43条第 2 項第 1 号の規定による認定に係る道、同項第 2 号の規定による許可に係る空地又は第21条若しくは第22条の</p>	<p>(共同住宅等の内装)</p> <p>第 7 条 共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供する建築物（主要構造部を準耐火構造としたものを除く。以下この節において「共同住宅等」という。）の床（最下階の床を除く。）又は階段が木材、プラスチックその他の可燃材料で造られたもの（以下この章において「木造等」という。）である場合においては、その直下の天井又は階段裏の仕上げを準不燃材料でしなければならない。</p> <p>(共同住宅等の出入口)</p> <p>第 8 条 共同住宅等の主要な出入口は、道（都市計画区域内においては、法第42条に規定する道路、法第43条第 2 項第 1 号の規定による認定に係る道、同項第 2 号の規定による許可に係る空地又は第21条若しくは第22条の</p>

規定による承認に係る空地をいう。以下同じ。)に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する共同住宅等で、周囲の状況により安全上支障がない場合については、この限りでない。

(1) 耐火建築物、準耐火建築物又は地階を除く階数が3かつ延べ面積が500平方メートル以下で、防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第194号)第4第1号イの構造方法に適合する建築物

(2) 略

(長屋)

第9条 長屋で、次の各号のいずれかに該当するものは、主要構造部を木造等(準耐火構造(特定主要構造部を耐火構造としたものを含む。))を除く。以下この節において同じ。)としてはならない。

(1) 略

(2) 3階以上の階を長屋の用途に供するもの(地階を除く階数が3かつ延べ面積が500平方メートル以下で、防火地域又は準防火地域内の建築物の部分及び防火設備の構造方法を定める件(令和元年国土交通省告示第194号)第4第1号イの構造方法に適合するものを除く。)

2及び3 略

(ボイラー室の構造)

第10条 法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、ボイラーを使用する室(発熱量の合計が70キロワット以上の火気を使用する設備を設けたものに限る。以下この条において「ボイラー室」という。)の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) ボイラー室とその他の部分とを耐火構造とした床若しくは壁又は政令第112条第19項に規定する特定防火設備で区画すること。

規定による承認に係る空地をいう。以下同じ。)に面して設けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する共同住宅等で、周囲の状況により安全上支障がない場合については、この限りでない。

(1) 耐火建築物、準耐火建築物又は政令第136条の2各号の技術的基準に適合する建築物

(2) 略

(長屋)

第9条 長屋で、次の各号のいずれかに該当するものは、主要構造部を木造等(準耐火構造を除く。以下この節において同じ。)としてはならない。

(1) 略

(2) 3階以上の階を長屋の用途に供するもの(地階を除く階数が3であって政令第136条の2各号の技術的基準に適合するものを除く。)

2及び3 略

(ボイラー室の構造)

第10条 法別表第1(イ)欄に掲げる用途に供する特殊建築物で、ボイラーを使用する室(発熱量の合計が70キロワット以上の火気を使用する設備を設けたものに限る。以下この条において「ボイラー室」という。)の構造は、次に定めるところによらなければならない。

(1)及び(2) 略

(3) ボイラー室とその他の部分とを耐火構造とした床若しくは壁又は政令第112条第18項に規定する特定防火設備で区画すること。

(他の用途部分との区画)

第19条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合において、その用途に供する建築物の部分（以下本条において「当該部分」という。）は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 政令第112条第18項で規定する場合を除き、当該部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画すること。

(2)及び(3) 略

(物品販売業を営む店舗の敷地と道路との関係)

第23条 略

2 略

3 主要構造部が準耐火構造の建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は不燃材料で造られた建築物は、高さ3メートル以上の部分を前項の空地内に突き出して建築することができる。

（建築物の特定主要構造部に関する制限の特例）

第26条の4 政令第108条の4第1項第1号又は第2号に規定する建築物（次項に規定する建築物を除く。）に対する第7条、第9条第1項、第10条第3号、第15条、第18条、第19条第1号、第23条第3項、第24条第3項、第25条第3項及び第26条の規定（次項において「耐火性能関係規定」という。）の適用については、当該建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は、耐火構造とみなす。

2 特定主要構造部が政令第108条の4第1項第1号に該当する建築物（当該建築物の特定主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の性能について、防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。）及び同項第2号に該当する建築物（当該建築物の特定主要構造部である床又は壁（外壁を除く。）の開口部に設けられた防火設備の

(他の用途部分との区画)

第19条 建築物の一部を自動車修理工場の用途に供する場合において、その用途に供する建築物の部分（以下本条において「当該部分」という。）は、次に定めるところによらなければならない。

(1) 政令第112条第17項で規定する場合を除き、当該部分とその他の部分とを準耐火構造とした壁又は法第2条第9号の2ロに規定する防火設備で区画すること。

(2)及び(3) 略

(物品販売業を営む店舗の敷地と道路との関係)

第23条 略

2 略

3 主要構造部が準耐火構造の建築物又は不燃材料で造られた建築物は、高さ3メートル以上の部分を前項の空地内に突き出して建築することができる

性能について、国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。) に対する第10条第3号及び第19条第1号の規定（以下この項において「防火区画等関係規定」という。）の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造と、これらの防火設備の構造は政令第112条第1項に規定する特定防火設備とみなし、これらの建築物に対する防火区画等関係規定以外の耐火性能関係規定の適用については、これらの建築物の部分で特定主要構造部であるものの構造は耐火構造とみなす。

（階避難安全性能を有する建築物の階等に対する適用の除外）

第26条の5 略

（階避難安全性能を有する建築物の階等に対する適用の除外）

第26条の4 略

（長崎県建築関係手数料条例の一部改正）

第2条 長崎県建築関係手数料条例（平成12年長崎県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後						改正前					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額	番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
4	建築基準法第7条第1項（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく完了	完了検査申請又は完了検査通知手数料	(1)及び(2) 略 (3) (1)以外のもの で、建築物の <u>エネルギー消費性能の向上等に 関する法律</u> （平成27年法律第53号）第12条第1項の規定に基づく計画の建築物			4	建築基準法第7条第1項（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく完了	完了検査申請又は完了検査通知手数料	(1)及び(2) 略 (3) (1)以外のもの で、建築物の <u>エネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （平成27年法律第53号）第12条第1項の規定に基づく計画の建築物エネ		

検査の申請又は第18条第16項の規定に基づく完了検査の通知に対する検査（5の項に掲げるものを除く。）

エネルギー消費性能適合性判定を受けたものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。			
ア 200平方メートルを超え500平方メートル以内	1件	38,000円	(ただし、中間検査をしたものにあつては、36,000円)
イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	63,000円	(ただし、中間検査をしたものにあつては、62,000円)
ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	88,000円	(ただし、中間検査をしたものにあつては、83,000円)
エ 2,000平方メートルを超	同	211,000円	(ただし、

検査の申請又は第18条第16項の規定に基づく完了検査の通知に対する検査（5の項に掲げるものを除く。）

ルギー消費性能適合性判定を受けたものは、床面積の合計に応じて、次の区分による。			
ア 200平方メートルを超え500平方メートル以内	1件	38,000円	(ただし、中間検査をしたものにあつては、36,000円)
イ 500平方メートルを超え1,000平方メートル以内	同	63,000円	(ただし、中間検査をしたものにあつては、62,000円)
ウ 1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以内	同	88,000円	(ただし、中間検査をしたものにあつては、83,000円)
エ 2,000平方メートルを超	同	211,000円	(ただし、

			え10,000平方メートル以内		中間検査をしたもの あつては、 194,000円)
			オ 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	同	308,000円 (ただし、 中間検査をしたもの あつては、 300,000円)
			カ 50,000平方メートルを超えるもの	同	539,000円 (ただし、 中間検査をしたもの あつては、 529,000円)

5～37の6 略

37の7	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模の修繕又は大規模の様替に対する建築物の敷地と道路との関係に関する規定の適用除外に係る認定	既存建築物の大規模の修繕又は大規模の様替に対する建築物の敷地と道路との関係に関する規定の適用除外に係る認定		1件	27,000円
------	---	---	--	----	---------

			え10,000平方メートル以内		中間検査をしたもの あつては、 194,000円)
			オ 10,000平方メートルを超え50,000平方メートル以内	同	308,000円 (ただし、 中間検査をしたもの あつては、 300,000円)
			カ 50,000平方メートルを超えるもの	同	539,000円 (ただし、 中間検査をしたもの あつては、 529,000円)

5～37の6 略

	地と道路との 関係に関する 規定の適用除 外に係る認定 の申請に対す る審査	申請手数料			
37の 8	建築基準法施 行令第137条 の12第7項の 規定に基づく 既存建築物の 大規模の修繕 又は大規模の 模様替に対す る道路内の建 築制限の適用 除外に係る認 定の申請に対 する審査	既存建築物の 大規模の修繕 又は大規模の 模様替に対す る道路内の建 築制限の適用 除外に係る認 定申請手数料		1件	27,000円
37の 9	建築基準法施 行令第137条 の16第2号の 規定に基づく 既存建築物の 移転に対する 制限の適用除	既存建築物の 移転に対する 制限の適用除 外に係る認定 申請手数料		1件	27,000円

外に係る認定  
の申請に対す  
る審査

38～68の2 略

69	都市の低炭素 化の促進に関 する法律（平 成24年法律第 84号。以下こ の項において 「法」とい う。）第53条 第1項の規定 に基づく低炭 素建築物新築 等計画の認定 の申請（当該 申請に併せ て、法第54条 第2項の規 定に基づく審 査の申出を 行う場合を除 く。）に対す る審査	低炭素建築物 新築等計画認 定申請手数料	(1) 一戸建て住宅 （非住宅部分 を有しないもの に限る。以下こ の項及び次項に おいて同じ。） の場合 ア 登録建築物 エネルギー消 費性能判定機 関（建築物の エネルギー消 費性能の向上 等に関する法 律第15条第1 項に規定する 登録建築物エ ネルギー消費 性能判定機関 をいう。）、登 録住宅性能評 価機関（住宅	1 件	33,000円
----	---	----------------------------	--	-----	---------

38～68の2 略

69	都市の低炭素 化の促進に関 する法律（平 成24年法律第 84号。以下こ の項において 「法」とい う。）第53条 第1項の規定 に基づく低炭 素建築物新築 等計画の認定 の申請（当該 申請に併せ て、法第54条 第2項の規 定に基づく審 査の申出を 行う場合を除 く。）に対す る審査	低炭素建築物 新築等計画認 定申請手数料	(1) 一戸建て住宅 （非住宅部分 を有しないもの に限る。以下こ の項及び次項に おいて同じ。） の場合 ア 登録建築物 エネルギー消 費性能判定機 関（建築物の エネルギー消 費性能の向上 に関する法律 第15条第1項 に規定する登 録建築物エネ ルギー消費性 能判定機関を いう。）、登録 住宅性能評価 機関（住宅の	1 件	33,000円
----	---	----------------------------	--	-----	---------

の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。)又は指定確認検査機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。)が当該低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この項及び次項において「適合証」という。)の提出

品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。)又は指定確認検査機関(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関をいう。)が当該低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類(以下この項及び次項において「適合証」という。)の提出

			がないもので 評価手法が性能基準である もの イ及びウ 略 略 略		
(2)～(4) 略					
70及び71 略					
72	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (以下この項において「法」という。)第12条第1項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は法第13条第2項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 工場、倉庫等 イ 300平方メートル未満 ロ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 ハ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件 同 同	16,000円 23,000円 33,000円

			がないもので 評価手法が性能基準である もの イ及びウ 略 略 略		
(2)～(4) 略					
70及び71 略					
72	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (以下この項において「法」という。)第12条第1項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定又は法第13条第2項の規定に基づく計画の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 工場、倉庫等 イ 300平方メートル未満 ロ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満 ハ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	1件 同 同	16,000円 23,000円 33,000円

に対する審査	(㉔) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	同	84,000円	査	(㉔) 2,000平方メートル以上 5,000平方メートル未満	同	84,000円
	(㉕) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	同	127,000円		(㉕) 5,000平方メートル以上 10,000平方メートル未満	同	127,000円
	(㉖) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	同	158,000円		(㉖) 10,000平方メートル以上 25,000平方メートル未満	同	158,000円
	(㉗) 25,000平方メートル以上	同	196,000円		(㉗) 25,000平方メートル以上	同	196,000円
	イ 工場、倉庫等以外				イ 工場、倉庫等以外		
	(㉘) 300平方メートル未満	同	77,000円		(㉘) 300平方メートル未満	同	77,000円
	(㉙) 300平方メートル以上 1,000平方	同	98,000円		(㉙) 300平方メートル以上 1,000平方	同	98,000円

方メートル 未満		
(ウ) 1,000平方メートル	同	129,000円
方メートル 以上2,000 平方メートル未満		
(エ) 2,000平方メートル	同	209,000円
方メートル 以上5,000 平方メートル未満		
(オ) 5,000平方メートル	同	273,000円
方メートル 以上10,000 平方メートル未満		
(カ) 10,000平方メートル	同	329,000円
方メートル 以上25,000 平方メートル未満		
(キ) 25,000平方メートル	同	386,000円
方メートル 以上		
(2) 評価手法が標		

方メートル 未満		
(ウ) 1,000平方メートル	同	129,000円
方メートル 以上2,000 平方メートル未満		
(エ) 2,000平方メートル	同	209,000円
方メートル 以上5,000 平方メートル未満		
(オ) 5,000平方メートル	同	273,000円
方メートル 以上10,000 平方メートル未満		
(カ) 10,000平方メートル	同	329,000円
方メートル 以上25,000 平方メートル未満		
(キ) 25,000平方メートル	同	386,000円
方メートル 以上		
(2) 評価手法が標		

準入力法の場合		
ア 工場、倉庫等		
㉞ 300平方メートル未満	1件	20,000円
㉟ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	27,000円
㊱ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	38,000円
㊲ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	90,000円
㊳ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	133,000円

準入力法の場合		
ア 工場、倉庫等		
㉞ 300平方メートル未満	1件	20,000円
㉟ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	27,000円
㊱ 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	38,000円
㊲ 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	90,000円
㊳ 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	133,000円

				(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	165,000円			(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	165,000円
				(キ) 25,000平方メートル以上	同	204,000円			(キ) 25,000平方メートル以上	同	204,000円
				イ 工場、倉庫等以外					イ 工場、倉庫等以外		
				(ク) 300平方メートル未満	同	202,000円			(ク) 300平方メートル未満	同	202,000円
				(ケ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	253,000円			(ケ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	253,000円
				(コ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	326,000円			(コ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	326,000円
				(ク) 2,000平方メートル以上5,000	同	466,000円			(ク) 2,000平方メートル以上5,000	同	466,000円

			平方メートル未満 (㊦) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	574,000円			平方メートル未満 (㊦) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	574,000円	
			平方メートル未満 (㊧) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	679,000円			平方メートル未満 (㊧) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	679,000円	
			平方メートル以上 (㊨) 25,000平方メートル以上	同	774,000円			平方メートル以上 (㊨) 25,000平方メートル以上	同	774,000円	
73	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (以下この項において「法」という。) 第12条第2項の規定に基づく計画の変更の建築	計画変更建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微な変更に関する証明手数料	(1) 評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 工場、倉庫等 ㊦) 300平方メートル未満 ㊧) 300平方メートル以	1件 同	8,000円 11,500円	73	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> (以下この項において「法」という。) 第12条第2項の規定に基づく計画の変更の建築	計画変更建築物エネルギー消費性能適合性判定又は軽微な変更に関する証明手数料	(1) 評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 工場、倉庫等 ㊦) 300平方メートル未満 ㊧) 300平方メートル以	1件 同	8,000円 11,500円

物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査若しくは軽微な変更に関する証明又は法第13条第3項の規定に基づく計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査

上1,000平方メートル未満			
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	16,500円	
(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	42,000円	
(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	63,500円	
(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	79,000円	
(キ) 25,000平方メートル以上	同	98,000円	

ギー消費性能適合性判定に対する審査若しくは軽微な変更に関する証明又は法第13条第3項の規定に基づく計画の変更の建築物エネルギー消費性能適合性判定に対する審査

上1,000平方メートル未満			
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	16,500円	
(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	42,000円	
(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	63,500円	
(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	79,000円	
(キ) 25,000平方メートル以上	同	98,000円	



方メートル 以上25,000 平方メート ル未満 (キ) 25,000平	同	193,000円
方メートル 以上		
(2) 評価手法が標 準入力法の場合 ア 工場、倉庫 等		
(ケ) 300 平方 メートル未 満	1 件	10,000円
(イ) 300 平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満	同	13,500円
(ウ) 1,000平 方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満	同	19,000円
(エ) 2,000平 方メートル	同	45,000円

方メートル 以上25,000 平方メート ル未満 (キ) 25,000平	同	193,000円
方メートル 以上		
(2) 評価手法が標 準入力法の場合 ア 工場、倉庫 等		
(ケ) 300 平方 メートル未 満	1 件	10,000円
(イ) 300 平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満	同	13,500円
(ウ) 1,000平 方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満	同	19,000円
(エ) 2,000平 方メートル	同	45,000円

				以上 5,000 平方メート ル未満				以上 5,000 平方メート ル未満			
				(㉔) 5,000平 方メートル	同	66,500円		(㉔) 5,000平 方メートル	同	66,500円	
				以上10,000 平方メート ル未満				以上10,000 平方メート ル未満			
				(㉕) 10,000平 方メートル	同	82,500円		(㉕) 10,000平 方メートル	同	82,500円	
				以上25,000 平方メート ル未満				以上25,000 平方メート ル未満			
				(㉖) 25,000平 方メートル	同	102,000円		(㉖) 25,000平 方メートル	同	102,000円	
				以上				以上			
				イ 工場、倉庫 等以外				イ 工場、倉庫 等以外			
				(㉗) 300 平方 メートル未 満	同	101,000円		(㉗) 300 平方 メートル未 満	同	101,000円	
				(㉘) 300 平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満	同	126,500円		(㉘) 300 平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満	同	126,500円	

			(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	163,000円				(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	163,000円
			(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	233,000円				(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	233,000円
			(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	287,000円				(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	287,000円
			(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	339,500円				(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	339,500円
			(キ) 25,000平方メートル以上	同	387,000円				(キ) 25,000平方メートル以上	同	387,000円
74	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に</u>	建築物エネルギー消費性能向上計画認定	(1) 一戸建て住宅 (非住宅部分を有しないものに			74	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関</u>	建築物エネルギー消費性能向上計画認定	(1) 一戸建て住宅 (非住宅部分を有しないものに		

関する法律  
 (以下この項において「法」という。) 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(当該申請に併せて、法第35条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。)に対する審査

申請手数料

限る。以下この項から76の項までにおいて同じ。)の場合  
 ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関において当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類  
 (以下この項

する法律(以下この項において「法」という。) 第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請(当該申請に併せて、法第35条第2項の規定に基づく審査の申出を行う場合を除く。)に対する審査

申請手数料

限る。以下この項から76の項までにおいて同じ。)の場合  
 ア 住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又は法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関において当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類  
 (以下この項

				から76の項までにおいて「適合証」という。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この項及び75の項において「評価書」という。)の写しの添付があるもの					から76の項までにおいて「適合証」という。)又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書(以下この項及び75の項において「評価書」という。)の写しの添付があるもの				
				㍿ 200平方メートル未満	1件	4,000円			㍿ 200平方メートル未満	1件	4,000円		
				㍿ 200平方メートル以上	同	4,000円			㍿ 200平方メートル以上	同	4,000円		
				イ 適合証又は評価書の写しの添付がない					イ 適合証又は評価書の写しの添付がない				

	もので評価手法が性能基準であるもの				もので評価手法が性能基準であるもの			
	ア) 200 平方メートル未満	同	30,000円		ア) 200 平方メートル未満	同	30,000円	
	イ) 200 平方メートル以上	同	33,000円		イ) 200 平方メートル以上	同	33,000円	
	ウ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの				ウ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの			
	ア) 200 平方メートル未満	同	15,000円		ア) 200 平方メートル未満	同	15,000円	
	イ) 200 平方メートル以上	同	16,000円		イ) 200 平方メートル以上	同	16,000円	
(2)	共同住宅等 (一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項から 76 の項ま				共同住宅等 (一戸建て住宅以外の住宅をいう。以下この項から 76 の項ま			

				でにおいて同 じ。) の場合				でにおいて同 じ。) の場合			
				ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの				ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの			
				㍿ 300 平方 メートル未 満	1 件	8,000円		㍿ 300 平方 メートル未 満	1 件	8,000円	
				㍿ 300 平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満	同	17,000円		㍿ 300 平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満	同	17,000円	
				㍿ 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メー トル未満	同	39,000円		㍿ 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メー トル未満	同	39,000円	
				㍿ 5,000平 方メートル 以上	同	71,000円		㍿ 5,000平 方メートル 以上	同	71,000円	
				イ 適合証又は 評価書の写し の添付がない もので評価手				イ 適合証又は 評価書の写し の添付がない もので評価手			

			法が性能基準 であるもの				法が性能基準 であるもの		
			(ア) 300平方 メートル未 満	同	61,000円		(ア) 300平方 メートル未 満	同	61,000円
			(イ) 300平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満	同	102,000円		(イ) 300平方 メートル以 上2,000平 方メートル 未満	同	102,000円
			(ウ) 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メート ル未満	同	174,000円		(ウ) 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メート ル未満	同	174,000円
			(エ) 5,000平 方メートル 以上	同	249,000円		(エ) 5,000平 方メートル 以上	同	249,000円
			ウ 適合証又は 評価書の写し の添付がない もので評価手 法が仕様基準 であるもの				ウ 適合証又は 評価書の写し の添付がない もので評価手 法が仕様基準 であるもの		
			(ア) 300平方 メートル未	同	29,000円		(ア) 300平方 メートル未	同	29,000円

満						満				
(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	50,000円				(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	50,000円		
(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	91,000円				(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	91,000円		
(エ) 5,000平方メートル以上	同	138,000円				(エ) 5,000平方メートル以上	同	138,000円		
(3) 住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの						(3) 住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの				
(ア) 300平方メートル未満	1件	8,000円				(ア) 300平方メートル未満	1件	8,000円		

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	14,000円
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	23,000円
(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	71,000円
(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	112,000円
(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	142,000円
(キ) 25,000平方メートル以上	同	178,000円

(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	14,000円
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	23,000円
(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	71,000円
(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	112,000円
(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	142,000円
(キ) 25,000平方メートル以上	同	178,000円

				方メートル以上				方メートル以上		
				イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもの				イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもの		
				(ア) 300平方メートル未満	同	77,000円		(ア) 300平方メートル未満	同	77,000円
				(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	98,000円		(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	98,000円
				(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	129,000円		(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	129,000円
				(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	209,000円		(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	209,000円
				(オ) 5,000平方メートル	同	273,000円		(オ) 5,000平方メートル	同	273,000円

				以上10,000 平方メート ル未満				以上10,000 平方メート ル未満			
				(カ) 10,000平 方メートル	同	329,000円		(カ) 10,000平 方メートル	同	329,000円	
				以上25,000 平方メート ル未満				以上25,000 平方メート ル未満			
				(キ) 25,000平 方メートル 以上	同	386,000円		(キ) 25,000平 方メートル 以上	同	386,000円	
			(4)	住宅以外の部 分で評価手法が 標準入力法又は 主要室入力法の 場合				(4) 住宅以外の部 分で評価手法が 標準入力法又は 主要室入力法の 場合			
				ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの				ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの			
				(ク) 300平方 メートル未 満	1件	8,000円		(ク) 300平方 メートル未 満	1件	8,000円	
				(イ) 300平方 メートル以 上1,000平	同	14,000円		(イ) 300平方 メートル以 上1,000平	同	14,000円	

	方メートル 未満				方メートル 未満		
	(ウ) 1,000平	同	23,000円		(ウ) 1,000平	同	23,000円
	方メートル 以上 2,000				方メートル 以上 2,000		
	平方メート ル未満				平方メート ル未満		
	(エ) 2,000平	同	71,000円		(エ) 2,000平	同	71,000円
	方メートル 以上 5,000				方メートル 以上 5,000		
	平方メート ル未満				平方メート ル未満		
	(オ) 5,000平	同	112,000円		(オ) 5,000平	同	112,000円
	方メートル 以上10,000				方メートル 以上10,000		
	平方メート ル未満				平方メート ル未満		
	(カ) 10,000平	同	142,000円		(カ) 10,000平	同	142,000円
	方メートル 以上25,000				方メートル 以上25,000		
	平方メート ル未満				平方メート ル未満		
	(キ) 25,000平	同	178,000円		(キ) 25,000平	同	178,000円
	方メートル 以上				方メートル 以上		
イ	適合証又は				イ	適合証又は	

評価書の写しの添付がないもの			
(ア) 300平方メートル未満	同	202,000円	
(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	253,000円	
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	326,000円	
(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	466,000円	
(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	574,000円	

評価書の写しの添付がないもの			
(ア) 300平方メートル未満	同	202,000円	
(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	253,000円	
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	326,000円	
(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	466,000円	
(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	574,000円	

			(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	679,000円				(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	679,000円
			(キ) 25,000平方メートル以上	同	774,000円				(キ) 25,000平方メートル以上	同	774,000円
			(5) 住宅と住宅以外の部分の複合建築物	1件	(1)又は(2)の規定による金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額				(5) 住宅と住宅以外の部分の複合建築物	1件	(1)又は(2)の規定による金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額
74の2	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項の規定に基づく複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認	複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		1件	計画に係る一の建築物ごとの前項の(1)から(5)までに掲げる区分に応じた額を合算した額					1件	計画に係る一の建築物ごとの前項の(1)から(5)までに掲げる区分に応じた額を合算した額
74の2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項の規定に基づく複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認	複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料		1件	計画に係る一の建築物ごとの前項の(1)から(5)までに掲げる区分に応じた額を合算した額					1件	計画に係る一の建築物ごとの前項の(1)から(5)までに掲げる区分に応じた額を合算した額



評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの						評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの					
(ア) 200平方メートル未満	同	7,500円				(ア) 200平方メートル未満	同	7,500円			
(イ) 200平方メートル以上	同	8,000円				(イ) 200平方メートル以上	同	8,000円			
(2) 共同住宅等の場合						(2) 共同住宅等の場合					
ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの						ア 適合証又は評価書の写しの添付があるもの					
(ア) 300平方メートル未満	1件	4,000円				(ア) 300平方メートル未満	1件	4,000円			
(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	8,500円				(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	8,500円			
(ウ) 2,000平方メートル以上	同	19,500円				(ウ) 2,000平方メートル以上	同	19,500円			



	(㉔) 5,000平方メートル以上 ウ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの	同	124,500円		(㉔) 5,000平方メートル以上 ウ 適合証又は評価書の写しの添付がないもので評価手法が仕様基準であるもの	同	124,500円	
	(㉕) 300平方メートル未満	同	14,500円		(㉕) 300平方メートル未満	同	14,500円	
	(㉖) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	25,000円		(㉖) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	25,000円	
	(㉗) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	45,500円		(㉗) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	45,500円	
	(㉘) 5,000平方メートル以上	同	69,000円		(㉘) 5,000平方メートル以上	同	69,000円	
(3)	住宅以外の部				(3)	住宅以外の部		

			分で評価手法が 国土交通大臣の 定める簡易な評 価方法の場合					分で評価手法が 国土交通大臣の 定める簡易な評 価方法の場合				
			ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの					ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの				
			(ア) 300平方 メートル未 満	1件	4,000円			(ア) 300平方 メートル未 満	1件	4,000円		
			(イ) 300平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満	同	7,000円			(イ) 300平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満	同	7,000円		
			(ウ) 1,000平 方メートル 以上2,000 平方メー トル未満	同	11,500円			(ウ) 1,000平 方メートル 以上2,000 平方メー トル未満	同	11,500円		
			(エ) 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メー トル未満	同	35,500円			(エ) 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メー トル未満	同	35,500円		

				(㉔) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	56,000円			(㉔) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	56,000円
				(㉕) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	71,000円			(㉕) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	71,000円
				(㉖) 25,000平方メートル以上	同	89,000円			(㉖) 25,000平方メートル以上	同	89,000円
				イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもの					イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもの		
				(㉗) 300平方メートル未満	同	38,500円			(㉗) 300平方メートル未満	同	38,500円
				(㉘) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	49,000円			(㉘) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	49,000円
				(㉙) 1,000平方メートル以上	同	64,500円			(㉙) 1,000平方メートル以上	同	64,500円

方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満				方メートル 以上 2,000 平方メート ル未満			
(㉔) 2,000平	同	104,500円		(㉔) 2,000平	同	104,500円	
方メートル 以上 5,000 平方メート ル未満				方メートル 以上 5,000 平方メート ル未満			
(㉕) 5,000平	同	136,500円		(㉕) 5,000平	同	136,500円	
方メートル 以上10,000 平方メート ル未満				方メートル 以上10,000 平方メート ル未満			
(㉖) 10,000平	同	164,500円		(㉖) 10,000平	同	164,500円	
方メートル 以上25,000 平方メート ル未満				方メートル 以上25,000 平方メート ル未満			
(㉗) 25,000平	同	193,000円		(㉗) 25,000平	同	193,000円	
方メートル 以上				方メートル 以上			
(4) 住宅以外の部 分で評価手法が 標準入力法又は 主要室入力法の				(4) 住宅以外の部 分で評価手法が 標準入力法又は 主要室入力法の			

場合		
ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの		
(ア) 300平方 メートル未 満	1件	4,000円
(イ) 300平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満	同	7,000円
(ウ) 1,000平 方メートル 以上2,000 平方メー トル未満	同	11,500円
(エ) 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メー トル未満	同	35,500円
(オ) 5,000平 方メートル 以上10,000	同	56,000円

場合		
ア 適合証又は 評価書の写し の添付がある もの		
(ア) 300平方 メートル未 満	1件	4,000円
(イ) 300平方 メートル以 上1,000平 方メートル 未満	同	7,000円
(ウ) 1,000平 方メートル 以上2,000 平方メー トル未満	同	11,500円
(エ) 2,000平 方メートル 以上5,000 平方メー トル未満	同	35,500円
(オ) 5,000平 方メートル 以上10,000	同	56,000円

			平方メートル未満				平方メートル未満		
			(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	71,000円		(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	71,000円
			(キ) 25,000平方メートル以上	同	89,000円		(キ) 25,000平方メートル以上	同	89,000円
			イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもの				イ 適合証又は評価書の写しの添付がないもの		
			(ク) 300平方メートル未満	同	101,000円		(ク) 300平方メートル未満	同	101,000円
			(ケ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	126,500円		(ケ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	126,500円
			(コ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル	同	163,000円		(コ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル	同	163,000円

ル未満		
(㉮) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	233,000円
(㉯) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	287,000円
(㉺) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	339,500円
(㉻) 25,000平方メートル以上	同	387,000円
(5) 住宅と住宅以外の部分の複合建築物	1件	(1)又は(2)の規定による金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額

ル未満		
(㉮) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	233,000円
(㉯) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	287,000円
(㉺) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	339,500円
(㉻) 25,000平方メートル以上	同	387,000円
(5) 住宅と住宅以外の部分の複合建築物	1件	(1)又は(2)の規定による金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額

			(6) 前項に規定する複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の場合	1 件	変更計画に係る一の建築物（変更のあるものに限る。）ごとの(1)から(5)までに掲げる区分に応じた額を合算した額				(6) 前項に規定する複数の建築物の連携による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の場合	1 件	変更計画に係る一の建築物（変更のあるものに限る。）ごとの(1)から(5)までに掲げる区分に応じた額を合算した額
76	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （以下この項において「法」という。）第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	(1) 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合 ア 適合証又は検査済証等（法第35条の規定に基づく性能向上計画認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定			76	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> （以下この項において「法」という。）第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料	(1) 一戸建て住宅で評価手法が性能基準の場合 ア 適合証又は検査済証等（法第35条の規定に基づく性能向上計画認定の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項に規定		



			(イ) 200 平方メートル以上 イ 適合証又は検査済証等の添付がないもの	同	4,000円			(イ) 200 平方メートル以上 イ 適合証又は検査済証等の添付がないもの	同	4,000円
			(ウ) 200 平方メートル未満	同	30,000円			(ウ) 200 平方メートル未満	同	30,000円
			(イ) 200 平方メートル以上	同	33,000円			(イ) 200 平方メートル以上	同	33,000円
		(2) 共同住宅等で評価手法が性能基準の場合	ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの					(2) 共同住宅等で評価手法が性能基準の場合		
			(ウ) 300 平方メートル未満	1 件	8,000円			(ウ) 300 平方メートル未満	1 件	8,000円
			(イ) 300 平方メートル以上2,000平方	同	17,000円			(イ) 300 平方メートル以上2,000平方	同	17,000円

	方メートル 未満				方メートル 未満		
	(ウ) 2,000平	同	39,000円		(ウ) 2,000平	同	39,000円
	方メートル 以上 5,000 平方メート ル未満				方メートル 以上 5,000 平方メート ル未満		
	(エ) 5,000平	同	71,000円		(エ) 5,000平	同	71,000円
	方メートル 以上				方メートル 以上		
	イ 適合証又は 検査済証等の 添付がないも の				イ 適合証又は 検査済証等の 添付がないも の		
	(フ) 300 平方	同	61,000円		(フ) 300 平方	同	61,000円
	メートル未 満				メートル未 満		
	(イ) 300 平方	同	102,000円		(イ) 300 平方	同	102,000円
	メートル以 上 2,000平 方メートル 未満				メートル以 上 2,000平 方メートル 未満		
	(ウ) 2,000平	同	174,000円		(ウ) 2,000平	同	174,000円
	方メートル 以上 5,000 平方メート				方メートル 以上 5,000 平方メート		

			ル未満 ㊦ 5,000平方メートル以上	同	249,000円				ル未満 ㊦ 5,000平方メートル以上	同	249,000円	
		(3)	一戸建て住宅 で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの ㊦ 200平方メートル未満	1件	4,000円				(3)	一戸建て住宅 で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの ㊦ 200平方メートル未満	1件	4,000円
			イ 適合証又は検査済証等の添付がないもの ㊦ 200平方メートル未満	同	4,000円				イ 適合証又は検査済証等の添付がないもの ㊦ 200平方メートル未満	同	4,000円	
			㊦ 200平方メートル未満	同	15,000円				㊦ 200平方メートル未満	同	15,000円	

満			
(イ) 200平方メートル以上	同		16,000円
(4) 共同住宅等で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合			
ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの			
(ア) 300平方メートル未満	1件		8,000円
(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同		17,000円
(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル	同		39,000円

満			
(イ) 200平方メートル以上	同		16,000円
(4) 共同住宅等で評価手法が仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合			
ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの			
(ア) 300平方メートル未満	1件		8,000円
(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同		17,000円
(ウ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル	同		39,000円

ル未満		
(㉔) 5,000平方メートル以上	同	71,000円
イ 適合証又は検査済証等の添付がないものの		
(㉕) 300平方メートル未満	同	29,000円
(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	50,000円
(㉖) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	91,000円
(㉗) 5,000平方メートル以上	同	138,000円
(5) 一戸建て住宅又は共同住宅等	1件	(1)又は(2)の規定による

ル未満		
(㉔) 5,000平方メートル以上	同	71,000円
イ 適合証又は検査済証等の添付がないものの		
(㉕) 300平方メートル未満	同	29,000円
(イ) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	50,000円
(㉖) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	91,000円
(㉗) 5,000平方メートル以上	同	138,000円
(5) 一戸建て住宅又は共同住宅等	1件	(1)又は(2)の規定による

で評価手法が性能基準と仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の併用の場合	金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額	で評価手法が性能基準と仕様基準又は国土交通大臣の定める簡易な評価方法の併用の場合	金額に(3)又は(4)の規定による金額を加算した額		
(6) 住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの		(6) 住宅以外の部分で評価手法が国土交通大臣の定める簡易な評価方法の場合 ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの			
㍿ 300平方メートル未満	1件	8,000円	㍿ 300平方メートル未満	1件	8,000円
㍿ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	14,000円	㍿ 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	14,000円
㍿ 1,000平方メートル以上2,000	同	23,000円	㍿ 1,000平方メートル以上2,000	同	23,000円

	平方メートル未満				平方メートル未満		
	(㊦) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	71,000円		(㊦) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	71,000円
	(㊧) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	112,000円		(㊧) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	112,000円
	(㊨) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	142,000円		(㊨) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	142,000円
	(㊩) 25,000平方メートル以上	同	178,000円		(㊩) 25,000平方メートル以上	同	178,000円
	イ 適合証又は検査済証等の添付がないものの				イ 適合証又は検査済証等の添付がないものの		
	(㊰) 300平方メートル未	同	77,000円		(㊰) 300平方メートル未	同	77,000円

満		
(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	98,000円
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	129,000円
(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	209,000円
(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	273,000円
(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	329,000円

満		
(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	98,000円
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	129,000円
(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	209,000円
(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	273,000円
(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	329,000円

(キ) 25,000平方メートル以上	同	386,000円
(7) 住宅以外の部分で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合 ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの		
(ク) 300平方メートル未満	1件	8,000円
(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	14,000円
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	23,000円
(エ) 2,000平方メートル以上	同	71,000円

(キ) 25,000平方メートル以上	同	386,000円
(7) 住宅以外の部分で評価手法が標準入力法又は主要室入力法の場合 ア 適合証又は検査済証等の添付があるもの		
(ク) 300平方メートル未満	1件	8,000円
(イ) 300平方メートル以上1,000平方メートル未満	同	14,000円
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	23,000円
(エ) 2,000平方メートル以上	同	71,000円

			方メートル 以上 5,000 平方メート ル未満				方メートル 以上 5,000 平方メート ル未満		
			(㉜) 5,000平 同	112,000円			(㉜) 5,000平 同	112,000円	
			方メートル 以上10,000 平方メート ル未満				方メートル 以上10,000 平方メート ル未満		
			(㉝) 10,000平 同	142,000円			(㉝) 10,000平 同	142,000円	
			方メートル 以上25,000 平方メート ル未満				方メートル 以上25,000 平方メート ル未満		
			(㉞) 25,000平 同	178,000円			(㉞) 25,000平 同	178,000円	
			方メートル 以上				方メートル 以上		
			イ 適合証又は 検査済証等の 添付がないも の				イ 適合証又は 検査済証等の 添付がないも の		
			(㉟) 300 平方 同	202,000円			(㉟) 300 平方 同	202,000円	
			メートル未 満				メートル未 満		
			(㊱) 300 平方 同	253,000円			(㊱) 300 平方 同	253,000円	
			メートル以				メートル以		

上1,000平方メートル未満				上1,000平方メートル未満			
(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	326,000円		(ウ) 1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満	同	326,000円	
(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	466,000円		(エ) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満	同	466,000円	
(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	574,000円		(オ) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満	同	574,000円	
(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	679,000円		(カ) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満	同	679,000円	
(キ) 25,000平方メートル以上	同	774,000円		(キ) 25,000平方メートル以上	同	774,000円	

			(8) 住宅と住宅以外の部分の複合建築物	1 件	(1)から(5)までの規定による金額に(6)又は(7)の規定による金額を加算した額
--	--	--	----------------------	-----	---

備考

1～6 略

7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（次項において「法」という。）第35条第2項の規定に基づく審査の申出がある場合の手数料の金額は、74の項に規定する金額に当該申出に係る建築物の床面積の区分に応じ1の項の(2)に規定する金額並びに建築設備及び工作物の件数に応じ1の項の(1)に規定する金額に加え、建築物（構造計算適合性判定が必要なものに限るものとし、適合判定通知書又はその写しを添付するものを除く。）の構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の区分に応じ、2の2の項又は2の3の項に規定する額に100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。

8及び9 略

			(8) 住宅と住宅以外の部分の複合建築物	1 件	(1)から(5)までの規定による金額に(6)又は(7)の規定による金額を加算した額
--	--	--	----------------------	-----	---

備考

1～6 略

7 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（次項において「法」という。）第35条第2項の規定に基づく審査の申出がある場合の手数料の金額は、74の項に規定する金額に当該申出に係る建築物の床面積の区分に応じ1の項の(2)に規定する金額並びに建築設備及び工作物の件数に応じ1の項の(1)に規定する金額に加え、建築物（構造計算適合性判定が必要なものに限るものとし、適合判定通知書又はその写しを添付するものを除く。）の構造計算適合性判定の種類及び床面積の合計の区分に応じ、2の2の項又は2の3の項に規定する額に100分の110を乗じて得た金額を合算した金額とする。

8及び9 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）の施行に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。